

お知らせ

児童手当の支給対象が拡充されました

～申請がまだの方は9月29日までに～

児童手当法が改正され、平成18年4月から児童手当の支給対象が小学校第3学年修了前から、小学校修了前までに拡大され、所得制限も引き上げになりました。今回、新たに該当すると思われる方は、9月29日(金)までに手続きをしてください。

期限を過ぎると申請月の翌月分から支給



お問い合わせ、申請は、市子育て支援課《市役所東別館1階》(☎ 6 5 1 4)、浅井支所保健福祉課(☎ 4 3 5 4)、びわ支所保健福祉課(7 2 5 2 5 4)へ。

高齢者の『栄養改善サポーター養成講座』

第2回「福祉のまちづくり講座」

高齢者が、元気で生き生きとした生活を送るためには、「食えること」に関心を持つことが大切です。

市では、「食えること」をテーマに、基礎知識を学び、知恵や経験を生かして身近な高齢者を支援していただけるサポーターを養成します。

男性の参加も大歓迎です。

【対象者】長浜市内在住で、
「食えること」に関心があり、高齢者の支援や地域サロン等で活動していただける方

講座の全過程に出席できる方

【日 程】10月6日(金)、13日(金)、17日(火)、27日(金)の午後1時30分～3時30分
調理実習日は午前から

【場 所】長浜市民交流センター

【内 容】介護予防と栄養改善
地域での栄養改善活動
調理実習など

【講 師】医師・栄養士・保健師

【定 員】30名(申し込み先着順)

【受講料】無料

【受付期間】9月11日(月)～20日(水)

お申込みは、市高齢者介護福祉課 (☎ 7 7 8 9)へ。

《支給対象者》小学校修了前(平成6年4月2日以降に生まれた)の児童を養育する保護者

《支給額》従来と変更ありません

1人目・2人目のお子さん 月額 5,000円

3人目以降のお子さん 月額10,000円

18歳到達後最初の3月31日までにある養育している子のなかで一番上の子から1人目となります。

例：お子さんが4人おられる世帯の場合

	年齢	児童手当の対象	児童手当の月額
第1子	19歳	—	—
第2子	10歳	1人目	5,000円
第3子	6歳	2人目	5,000円
第4子	2歳	3人目	10,000円



高齢期は、食欲が落ちたりすることにより、栄養状態が低下すると、筋力が低下し活動量が減り、徐々に衰弱が進み、介護状態になることがあります。

今回の「福祉のまちづくり講座」では「栄養改善」をテーマに介護状態の予防のために、一人ひとりが何に心がければよいか、地域でどんな取り組みをすればよいかを考えます。受講無料。

【講 師】杉山 みち子 氏
(神奈川県立保健福祉大学栄養学科教授・医学博士)

【内 容】「食えることを大切に
～活力ある85歳をめざして～」

【申込方法】郵送・電話・FAXなどで、お名前と住所をお知らせください。

お申込み・お問い合わせは、長浜米原東浅井介護認定審査室 (☎ 1 1 4 5、FAX 0 2 6 3)へ。

一部地域で

お知らせ

同報系防災行政無線 試験放送

同報系防災行政無線とは
大雨や台風、地震などの災害に関する情報、災害時や災害の発生が予測される場合の円滑な避難勧告や指示などを、市民のみなさんに無線放送で一斉にお知らせし、いち早く確実に伝達するシステムで、平成17、18年度の2か年で整備しています。

このシステムは、全操作を管理する親局を市役所東別館に、簡易な操作が可能な遠隔制御設備を市役所本館、浅井支所、姉川コミュニティ防災センター、長浜消防署に整備するとともに、スピーカーのついた屋外拡声子局(右上写真)を市内に設置し、非常時等に備えるものです。

なお、浅井支所管内は平成17年度に屋外拡声子局等を設置済みで、びわ支所管内はすでに平成15年度に整備されていますが、今年度到新市内全域に一括放送ができるように当該設備と接続する予定です。



活用時は？(災害時や人命その他特に緊急を要する時に活用します)

- 河川の増水・決壊の恐れがある場合や地震発生時等の避難準備情報、避難勧告・命令など避難を促すとき
- 重大な気象情報・警報の伝達が必要なとき
- 混乱防止のための正確な災害情報の提供が必要なとき
- 災害発生後の復旧支援に関する情報提供が必要なとき

など、災害時や人命その他特に緊急を要する時に活用します。



試験放送日(試験期間中、順次屋外拡声子局の機器の調整などを行います)

9月6日～19日午前8時30分～午後5時30分

平成18年度工事实施分について、屋外拡声子局の試験を行います。

試験放送内容 こちらは「ぼうさいながはま」です。ただいま防災無線の試験中です。
本日は晴天なり。本日は晴天なり。

試験対象地域 今年度屋外拡声子局を設置した屋外拡声子局が試験対象地域となります。

今年度屋外拡声子局を設置した屋外拡声子局が試験対象地域となります。

主な地域は・・・旧長(第1連合～第9連合)、六荘連合(寺田町、田村町除く)、南郷里連合(榎木町除く)、神照連合(保田町、今町、国友東・西町、泉町、小沢町、下之郷東・中・西町、相撲町除く)、東上坂町、西上坂町、鳥羽上北町、長浜南小学校 周辺

上記対象地域の周辺でも、風向きなどの気象状況により、試験放送が聞こえますのでご了承ください。

お問合せは、市防災安全課 (☎ 6 5 5 5)へ。

稲刈りのシーズン！
初穀などを燃やす場合はご注意を

秋になると、稲わら、初穀焼却による消防車の出動が増えます。夜間、広範囲に燃え広がったり、強風にあおられたりして、ときには火災につながる場合もあります。

野焼きは禁止されていますが、農業を営むうえで、やむを得ず、稲わら、初穀を焼却する場合は次のことを守ってください。

最寄の消防署に届出をしてください。
消火用具を準備し、完全消火するまで、見張りをつけてください。
強風や乾燥注意報の発表されている時は、焼却を控えてください。
住宅地付近では、生活環境への影響が大きいため、迷惑となる焼却は自粛しましょう。

お問合せは、湖北地域消防本部長浜消防署 (☎ 0 4 4 4)、東浅井消防署(☎ 3 2 5 6 1)へ。